

法学教育における情報機器及び情報システムの活用について

——これからの法学教育における情報活用能力の育成——

堀 江 昇 二

目 次

- I. はじめに
- II. アメリカのロースクールにおける情報教育
- III. わが国の法学教育における情報教育の現状
- IV. これからの法学教育における情報活用能力育成と授業展開の方法
- V. おわりに

I. はじめに

わが国の大学に導入された初期のコンピュータシステムは、“汎用コンピュータに複数の端末を接続させTSS（時分割）方式を採用することにより、複数の学生・教員の同時利用を可能にするもの”であり、この時点での使用可能な機能といえば、ネットワークで結ばれている大学間のデータ通信機能と計算機能がその主なものであった。したがって、これを利用するメリットを持つのは、理系学部の学生・教員と、文系学部では、計量経済学のように数値計算・数量計算を必要とする科目が多い経済学部や経営学部の学生・教員だけであり、刑事政策学の研究に必要な犯罪統計に関する計算という例外を除けば、コンピュータは、実定法に関する学習・研究が中心の法学部にとっては無縁のものでしかなかった。

しかし、技術の進歩がコンピュータの記憶素子の集積度とCPUの性能を急速に高めた結果、それまでの汎用コンピュータを上回る

程の処理スピードと大記憶容量のメモリー・記憶装置を持つパーソナルコンピュータが廉価で供給されるようになると、大学のコンピュータシステムも、次第にサーバーコンピュータを軸とするパーソナルコンピュータのネットワークシステムへと、その重点を移していくようになる。このような環境の下では、コンピュータには、本来の計算機能のほかにワープロ機能、表計算機能、データベース構築機能、データ検索機能、通信機能などが備わるようになる。

ここまで機能が拡大すれば、コンピュータは法学研究・法学教育にとってもはや無縁なものどころか、多大のメリットを持つ存在となる。これらの機能は、法律文書の作成、損害賠償請求における損害額の算定、判例・法学文献データベースの構築、判例・文献検索、法的情報の収集などにとって有用なものとなるからである。

そして、さらなるコンピュータの性能向上と低廉化の加速は、最近にみられるインターネットの目覚ましい普及をもたらし、その結果としてIT革命という言葉に表徴されるように、社会の各分野に急速な変革をもたらしつつある。そしてこのことは同時に、これまでの法体系が予想もしなかったさまざまな法律問題を生み出すことになる。こうしたコンピュータ技術の進歩がもたらす結果に対して、法律学が何時までも無関心を続けていられなくなるのは当然である。以上に述べたことは、単にわが国だけではなく、いやしくもコンピュー

タ技術の推進を図る国々にとって共通する傾向であろう。

情報先進国であるアメリカでは、すでに1973年にスタンフォード大学ロースクールで開かれた会議で、コンピュータの法学教育における各大学の利用に関し、将来のカリキュラムの標準化が検討された⁽¹⁾。アメリカに比べると情報後進国であるわが国の大学においても、約15年程前からコンピュータの法学教育における利用についての研究と実践がなされ、「法情報学」と呼ばれる学問分野が次第に醸成されつつある。

法学教育・法学研究とコンピュータについて現在考えられるかかわりは、大きく分けて次のように整理することができる。①法律文書の作成、判例検索などのような「コンピュータの活用」②コンピュータの発達・インターネットの普及がもたらした現行法が予想していなかった法律問題の解決を図るいわゆる「コンピュータ法学」③人工知能の利用によって法律専門家の活動を支援する「エキスパートシステムの開発」の三つにである。上述の①及び③は、「法情報学」の範疇に属するが、②は「情報法学」などの名称で独立すべき分野ではあるまいか。しかし現在、わが国の法学教育・法学研究においては①及び②が「法情報学」として取り扱われており、③は研究が開始されてからまだ日が浅く、これを講義対象としている大学は少数である。

ところで、映画、ビデオ、スライドといったコンピュータ以外の情報機器も法学教育上無視できない存在である。これらの機器の有効な活用は、その性質上どうしても抽象的表現をとらざるをえない法律の条文も、実はわれわれの実生活と密着した規定であることを学生に理解させるうえで、多大の威力を発揮する。

本学における、情報機器の活用に力点を置いた「教育方法論」の授業展開の、すなわち情報機器ならびに情報システム活用の視点か

ら、これからの法学教育における情報教育と授業展開のありかたについて、本学経済学部に近い将来開設予定である新設学科(法学系)のことも考慮に入れつつ、私見をまとめてみたい。その前に、先ず、アメリカのロースクールにおける情報教育についてそのレベルを中心に概観し、次に、わが国の法学教育における情報教育の現状をやや詳細に述べることにする。

II. アメリカのロースクールにおける情報教育

現在私が知り得た“海外の法学教育における情報教育”を論じた書籍論文には、アメリカおよびイギリスに関するものとして、武士俣敦「法学教育とコンピュータ(1)」(福岡大学法学論叢第35巻第4号451～457頁(アメリカ)、457～461頁(イギリス))、ドイツに関するものとして、亀田健二「ドイツにおける法学教育とコンピュータ」(関西大学法学研究所研究叢書第11冊49～90頁)の二つがあるが、イギリスおよびドイツについては、単に論文の所在を紹介するに留め、世界に先駆けて法学教育における情報教育の必要性を強く認識し、今日までその徹底化を図ってきた情報先進国アメリカの状況を概観する。

前段で紹介した武士俣氏の論文には、1970年代から1980年代に亘るアメリカのロースクールにおける情報教育の進展の状況が詳細に述べられているので、その内容を要約しよう。

◆要約1(カリキュラムについて)

「前述した1973年に開かれたスタンフォード大学ロースクールにおける会議の成果は、次の二点である。一つは、法に対してコンピュータ・テクノロジーが与えるインパクトを教える側面(コンピュータ法)と、法研究や法実務におけるコンピュータ・テクノロジーの活用を教える側面(法におけるコンピュータ活用)との区別を明確にしたことである。もう一つは、明確化された二つの側面についてコ

コンピュータの発展に対応して生じうる法学教育カリキュラムのモデルが提示されたことである。

そして、スタンフォード会議を出発点として、アメリカのロースクールにおける「コンピュータと法」の教育課程の形成が進展していった。それから16年後におこなわれたシラキュース大学の研究者の調査によれば、1988年のアメリカ法曹協会及び全米ロースクール協会認可校151校のうち、69のロースクールにおいて「コンピュータと法」に関する何らかの科目が設けられた。これらの科目の総数は76であって、おおよそ次の4つのタイプに分類される。①コンピュータそれ自体から法分野におけるその利用、さらにはコンピュータに関わる社会的・法的問題にまでわたるコンピュータと法との接点の全ての側面をカバーするものが19科目、②著作権・契約・不法行為・プライバシー・犯罪などの各法分野にわたってコンピュータに関連する法律問題を扱うものが21科目、③ソフトウェアの保護・プライバシーなどの特定の問題に専門特化しているものが12科目、④「コンピュータ活用」タイプ、具体的にはコンピュータを利用した法律調査・法律事務へのコンピュータの導入などを主な内容とするものが11科目である。」

◆要約2 (CALIについて)

「法学教育におけるCAI (Computer-Aided Legal Instruction, 以下CALIと表記)の本格的な開発は、ミネソタ大学とイリノイ大学を拠点として、1972年に始まり、1978年には、この両大学で開発されたCALI教材を利用するロースクールは20校までに広がっている。こうした普及を可能ならしめたのは、CALI教材のネットワークを通じた供給体制の確立である。しかし、1980年代の初頭では、まだ50校程度にしか達していなかった。その後、ミネソタ大学ロースクールとハーバード大学ロースクールが創立メンバーとなったCCALI (the Center for Computer-Assisted

Legal Instruction) が、非営利団体として組織されたのを契機に、1980年代後半では、CALIを利用するロースクールが着実に増え続けており、また利用し得るソフトの数も、80年代前半では30程度であったものが、80年代後半では約50にも増大している。」

以上が、1970年代及び1980年代におけるアメリカの状況である。

それでは、1990年代及び現在はどうか。1990年以降のアメリカの状況について直接述べた論文は、私の知りうる範囲では見当たらないが、大阪大学法学部田中規久雄氏は、「法学教育としての情報教育～法律家に求められるコンピュータリテラシー～」(教育システム情報学会誌15巻4号349～354頁1999)の中の「法学教育としての情報教育の目標」と題する部分で、アメリカの状況を例に引きながら、法学教育における情報教育の必要性和その目標とすべき水準を次のよう説いている。

「合衆国でのこの分野の研究者の一人、R. Granatは、今日の合衆国では、Law School修了者のほぼ全員が、(1)補助者なしにワープロで文書を作成し、多くが、(2)いわゆるPIM (Personal Information Manager)を用い、(3)表計算とデータベースソフトの基本的操作ができ、(4)税金計算ソフトなどの特定目的のためのソフトが使える、さらに若干の者は、(5)電子教材が扱え、(6)アウトラインプログラムと、(7)プレゼンテーションソフトが使えるとし、さらに全員が、(8)LexisやWestlawといった法律データベースを用いた電子検索を経験し、最近では、(9)インターネットの利用と、(10)電子メールによるコミュニケーションを経験している、と述べている。

しかし彼は、こうした技能は最低限のコンピュータリテラシーであるとし、今後の法律家に必要なスキルとして以下のものをあげている。

その第一は「電子情報検索のスキル

(Electronic Information Retrieval Skills)」である。情報を発見し、それを有益な形にすることが法律家の仕事である場合が多い。それゆえ、データベースの設計、構築、検索のスキルも重要となる。

第二は、「電子的コミュニケーションのスキル (Electronic Communication Skills)」である。今後、クライアントとの連絡、協議のみならず、他の法律家との共同作業や、裁判所、政府機関への連絡、文書提出などに必要とされる。

第三は、「電子出版のスキル (Electronic Publishing Skills)」である。たとえば、担当する企業への指導マニュアルの制作などにおいて、マルチメディア技術が応用された改訂の迅速な最新の電子ドキュメントが作成されれば、印刷ベース時代には「紙」工場であった法律事務所を転換させ、1対1から1対多への法律サービスの転換に対応できるとする。(中略)

さて合衆国での状況は、そこが単に情報技術の先進国というのみならず、伝統的にいわゆる判例法 (case law) を法源の中心としてきた英米法系 (Anglo-American law system) の国であり、印刷ベースの時代からすでに膨大な判例を中心とする法情報を処理する能力が法律家に求められており、それゆえ Law School の法学教育課程にも Legal Research (法文献調査法) といった科目が設置されてきたという文化的地盤が大きく影響しているものと思われる。

しかし、判例法系においても時代の急変に対応するために多量の立法がなされる一方、基本的には制定法 (statute law) を基本的法源とする大陸法系 (civil law system) の国々においても、所有権や自由権といった基本的制度が長期に運用されてきた結果、判例をはじめとする法的判断が集積し、彼我の格差は少なくなってきたとされており、大陸法系のわが国においても Granat の指摘は大いに有効で

あろう。」

田中規久雄氏が引用した“Granatの報告と提言”からわれわれは、今日に至る約10年間のアメリカのロースクールにおける情報教育について、その内容・水準と将来に向けての姿勢を十分にうかがうことが出来よう。

以上、アメリカのロースクールにおける情報教育について過去約30年に亘る状況を概観してきたが、次の諸点に注目する必要がある。①その開始は、わが国より約15年程先である、②各ロースクールにおけるカリキュラムの標準化が図られている、③多数のCALI教材がデータベース化され、それが各大学の共有財産になっている、④法実務者や各大学がアクセスできるLexisやWestlawといった法律データベースが構築されている、の四点である。

Ⅲ. わが国の法学教育における情報教育の現状

わが国の法学教育における情報教育は、1980年代に入って始まったものと思われる。1986年秋の「第21回国立大学法学部教育課程シンポジウム」において「学術情報と法学教育～コンピュータと視聴覚教材を中心に～」というテーマが取り上げられ、そこでは、数は少ないものの「コンピュータと法」、「計量法学」、「法情報論」などの種々の科目名称でコンピュータに関連する教育がなされているという調査結果が明らかにされているからである。⁽³⁾ それでは、現在はどのような状況に在るのであるか。私の現在知り得た範囲で、活用しうる日本語 (インターネットによる外国語の法情報へのアクセスについては触れない) の判例データ・文献などについての情報も含め、1) 法情報学関連の講義を設けている大学とその科目名、2) 講義内容について、3) 講義計画の具体例、4) CALIの利用状況、5) コンピュータ以外の情報機器の活用、6) 各大学が活用しうる法情報、7) 法情報

学の主な著書および研究論文、の順序で述べることとする。

1) 法情報学関連の講義を設けている大学とその科目名⁽⁴⁾

1. 大阪大学法学部
「法情報学1」「法情報学2」
「応用法情報システム」
2. 大阪市立大学法学部
「法情報学」
3. 鹿児島大学法文学部法政策学科
「法律学特殊講義・法情報論」
平成8年度開始
4. 関西大学法学部
「情報処理演習」(2単位)
「法学情報処理論」(4単位)
「政治学情報処理論」(4単位)
5. 京都大学法学部
「特別講義・法情報論」
昭和57年度後期開始
6. 京都産業大学
「自由演習・法文献情報学入門」
平成6年度開始
7. 熊本大学法学部
「社会情報処理」
8. 慶應大学法学部法律学科
「法学情報処理」(2単位)
昭和61年度開始
9. 専修大学法学部
「法情報学」
昭和62年度開始
10. 筑波大学大学院
「法文献学」
平成2年度開始
11. 桐蔭横浜大学法学部
「法情報学」
12. 新潟大学法学部
「特殊講義・コンピューター社会
における法と政治」
昭和62年度開始
13. 弘前大学人文学部

「法情報学実習」

14. 松山大学法学部
「法政特別講義・コンピュータと
法学」
15. 三重大学法経科
「ワープロを利用した小論文作成
指導」(4単位)
16. 明治大学法学部
「法情報学」
17. 近畿大学法学部
「法と情報」
18. 姫路獨協大学法学部
「法学特別講義・情報と法Ⅰ」
「法学特別講義・情報と法Ⅱ」
{サイバー法, ネットワーク法情
報学}
19. 岐阜経済大学
「情報法制論」
20. 京都教育大学
「現代社会論特講Ⅰ」(2単位)
21. 東北大学法学部大学院修士課程トラン
スナショナル法政策専攻・学部4年生
「トランスナショナル情報法」
平成12年度開始
22. 学習院大学法学部
「法学科特設演習」{1年生対象}
「演習」{3・4年生対象}
23. 名城大学法学部
「サイバー情報学」(2単位)
24. 早稲田大学法学部
「インターネットによる学術情報
検索入門」(2単位)
「英語C-インターネット・リー
ガル・リサーチ」(2単位)
25. 中央大学法学部
「法情報学」「特殊講義1・2(イ
ンターネットと法)」

2) 講義内容について

これら法情報学関連科目が扱うテーマは、
おおよそ次のように整理することが出来る。

先ず「コンピュータの利用」という点からみると、①コンピュータの操作方法の習得とそれに続く法律文書の作成、②政治データの作成、政策モデルの構築などの情報処理、③図書館の利用方法に始まる、法学関係の資料収集などの情報収集、④LANやインターネットを利用した文献や判例の検索などの情報検索、⑤論文の書き方の指導、などである。次に「コンピュータをめぐる法律問題」という点からの⑥ネットワーク犯罪・ハイテク犯罪・サイバー（電腦空間）犯罪、⑦データベースとソフトウェアの保護、⑧電子商取引に関する諸問題、などである。さらに「人工知能の利用」に関する⑨法的エキスパートシステム⑩法的推論、といった最新のテーマを扱うものまでである。

そして、各大学の講義内容といえ、単に前述①の段階に留まるものから、①～⑩の幾つかを、さらにその殆どを網羅するものまでさまざまなタイプがあって、講義対象とするテーマの範囲の差は著しい。このことは、アメリカですでに1973年になされたような、法学教育におけるカリキュラムの標準化が、わが国では、今日まで一度も検討されたことがないという事情に大きく起因しているものと思われる。また、先に述べたような「コンピュータ法」の側面を扱うテーマと「法におけるコンピュータ活用」の側面を扱うテーマとが、アメリカとは異なり、明確化されることなく同一科目中に混在する場合が多いのも、わが国の現状である。

3) 講義計画の具体例

① 大阪大学法学部

大阪大学法学部ならびに大学院法学研究科・国際公共政策研究科では、初歩のネットワークリテラシーを含むコンピュタリテラシー習得を中心とする「法情報学1」（学部・大学院共通）とその法学への応用を中心とする「法情報学2」（学部）、法学研究への応用を中心とする「応用法情報システム」（大学院）

が開講されている。これは「法学教育としての情報教育」であるので、初歩のリテラシーの段階から、可能な限り教材には法律に関係したものが用いられている。「法律家にとって有用かどうか」がその教育方法と教材選択の基準だからである。

そしてその具体的なシラバスは以下のようなものになっている（平成10年度）。

(1) 「法情報学1（2単位）」

[概要・目的] 法律学におけるコンピュータ利用の基礎について実習を行なう。

[授業計画]

- 第1回 オリエンテーション
- 第2回 コンピュータ入門：ユーザーI.D.、パスワードの管理、ログイン・ログアウト、キーボードの使い方、ファイルの扱い方
- 第3回 ファイルのコピー、消去、エディターの使い方
- 第4回 日本語入力の方法、自己紹介文の作成
- 第5回 電子メールの使い方
- 第6回 電子メールを利用したコミュニケーション、グループ実習（他大学との交流）
- 第7回 法学文献をコンピュータ上で読み分析する
- 第8回 コンピュータで文書を作成する、レジュメ・レポートの書き方及び実習
- 第9回 電子メールを利用した情報共有（共同学習）の方法
- 第10回 電子メールを利用した情報共有の実習
- 第11回 インターネットの実習
- 第12回 課題の実習1
- 第13回 課題の実習2
- 第14回 レポートの作成
- 第15回 まとめ

この中には、判例・文献CDの検索・利用、OPAC（Online Public Access Catalog）に

よる附属図書館の検索，NACSIS Webcat (学術情報センター総合目録データベース WWW検索サービス)，インターネット上の様々な検索エンジンの利用，WWWによる情報発信などの実習も含まれている。

(2) 「法情報学 2」(2 単位)

[概要・目的]

「法情報学 1」に引き続いて，コンピュータなどを利用して，具体的な法律問題に関する文献収集，資料読解 (判例の読み方，論文や書物の読み方，メモの取り方など)，批判的分析の手法，論争の実習 (いわゆるdebate)，論文の作成 (議論の組立，論文作成のノウハウ，説得の文書的技法など)，コンピュータを利用した出版を行なう。

[授業計画]

1. 問題を考えるための文献検索学入門
2. 文献検索実習 (判例，法令，関係資料のコンピュータその他による検索)
3. 情報分析，処理入門
4. 情報分析，処理実習
5. 論争学入門
6. Debate実習
7. 論文作成の技法入門
8. 論文作成実習
9. デスク・トップ・パブリッシング実習

平成 9 年度は，具体的な法律問題を設定し，それについて学生をグループ分けした仮想の法律事務所を設定し，争点整理，文献調査，文献分析，訴状の作成，業務報告の提出などがネットワークシステム上で行なわれた。

(3) 「応用法情報システム」(2 単位)

「応用法情報システム」については，「コンピュータリテラシー (2 単位)」と並行して，主に院生各人の具体的研究テーマに即し，「論文執筆計画の立て方」，「アブストラクトの作成」，「論文の類型とアプローチのパターン」，「資料の使い方」，「資料分析・蓄積の方法」などについて，ネットワークシステムを用いて内容的な面にも触れながら講義されて

いる。そしてこれには，Lexisといった外国法の法律データベースの検索やOCRその他の各種機器利用の実習も含まれている。

以上のようなカリキュラムは，法律実務・法学研究の革新化への展望をも踏まえつつ，当面その自動化・情報化に対応し，それらを指導していける法律家の養成という点において，現時点での社会環境・設備・スタッフからして妥当なものであると思われる。

② 松山大学法学部

「コンピュータと法学 (法政特別講義)」

(2 単位)

[授業計画]

- | | |
|-------|---|
| 第 1 回 | 情報と法
総論，本講義の目的，進め方，評価方法 |
| 第 2 回 | 情報リテラシ(1)
コンピュータの起動と終了，WWWブラウザの利用 |
| 第 3 回 | 情報リテラシ(2)
情報倫理，ワープロ，電子メール，マルチメディア |
| 第 4 回 | 情報リテラシ(3)
情報検索 1 (図書館OPAC，CD-ROM，サーチエンジンなど) |
| 第 5 回 | 情報リテラシ(4)
情報検索 2 (学外サイト，時事情報・就職情報ほか) |
| 第 6 回 | 国際政治学の視点から
国連H P，国際紛争と情報，主権国家と情報の浸透 |
| 第 7 回 | 憲法学の視点から
知る権利，表現の自由，プライバシー権，情報公開，情報法 |
| 第 8 回 | 刑法学の視点から
コンピュータ犯罪 (刑法改正，不正侵入，Bekkoame事件，FL-Mask事件) |
| 第 9 回 | 刑事訴訟法学の視点から
通信傍受，情報伝達媒介者に対する |

- 捜査, 証拠法
- 第10回 民法学の視点から
名誉毀損, 情報伝達媒介者の責任
(NIFTY-Serve事件)
- 第11回 商法学の視点から
電子商取引, 電子認証
- 第12回 民事訴訟法学/知的財産権法学の視
点から
裁判所HP, 証拠法, OA化・ECF・
CAL, 秘密保護, 国際管轄, 準拠
法, コンピュータと知財権(特許権,
商標権, 意匠権, 著作権, 回路配置
利用権)

第13回 まとめ
レポート課題の提示・実習試験

③ 大阪市立大学法学部⁽⁸⁾

「法情報学」(2単位)

[平成12年度・講義プログラム]

開講回数・講義テーマ

- 第1回 コンピュータおよびデータ処理・概
論
- 第2回 知的財産権法制の仕組み・概説
- 第3回 著作権法概説(1)ー情報化社会と著作
権
- 第4回 著作権法概説(2)ーアナログ情報と著
作権
- 第5回 著作権法概説(3)ーデジタル情報と著
作権〈課題の設定〉
- 第6回 著作権に関する情報収集(1)ー法令
- 第7回 著作権に関する情報収集(2)ー判例
- 第8回 著作権に関する情報収集(3)ー文献
- 第9回 データベースの整序と収集情報の利
用(1)
- 第10回 データベースの整序と収集情報の利
用(2)
- 第11回 レポート(電子メール)作成・第1回
送信ー〈コメントを付けて返送〉
- 第12回 レポート(電子メール)作成・第2回
送信

④ 明治大学法学部⁽⁹⁾

「法情報学」(4単位)

(平成9年度講義概要)

[講義項目]

1. 法情報学の概念 (Legal Informatics, Computer Law, Information Law)
2. 法律情報 (構造, 検索, 利用)
3. レトリック (戦略的意義, 実体論的アプ
ローチと機能論的アプローチ)
4. 法解釈 (文言解釈, 類推解釈, 法解釈の
限界)
5. 事実認定 (意義, 証明責任, 経験則)
6. 判決論 (判決の目的・機能, 判決の解説)
7. 民事の事例分析 (ソフトウェアの知的財
産権関係の判例)
8. 刑事の事例分析 (コンピュータ犯罪関係
の判例)
9. 法律エキスパートシステム (研究の歴史
と現状, 検討)
10. その他

⑤ 京都教育大学⁽¹⁰⁾

「現代社会論特講 I」(2単位)

[授業計画]

- 第1週 電子ネットワーク社会における表現
の自由の変容
- 第2週 情報化社会におけるプライバシーの
保護
- 第3週 情報化社会と情報公開法
- 第4週 放送と法
- 第5週 知的所有権総論
- 第6週 著作権の歴史の変容
- 第7週 デジタル著作物の法的保護
- 第8週 肖像権と商品化権
- 第9週 違法・不当なコンテンツの流通ーサ
イバーポルノの法的規制を中心に
- 第10週 電子ネットワークによる情報発信と
法的責任ー実際の判断を素材として
- 第11週 電子商取引総論ーEDIとエレクトロ
ニック・コマース
- 第12週 電子商取引と消費者保護
- 第13週 電子ネットワークとセキュリティ保

護—ハッカーと電子暗号技術

第14週 電子署名・電子マネーと法律

⑥ 名城大学法学部⁽¹¹⁾

「サイバー情報学」(2単位)

[講義内容]

第1回 イントロダクション

第一部 法情報

第2回 コンピュータを使った法情報収集

第3回 インターネット上の法情報

第4回 法情報検索と処理

第二部 法とコンピュータ

第5回 コンピュータ法学(CaLS)の理論

第6回 電子文字化と法律学

第7回 法学教育とコンピュータ

第8回 インターネットと法律研究

第三部 サイバースペースと法

第9回 高度情報化社会, コンピュータ社会,
ネットワーク社会

第10回 歴史と未来予測

第11回 インターネットの過去, 現在そして
未来

第12回 サイバースペースでの法律問題

第13回 法とテクノロジー

4) CALIの利用状況

アメリカの法学教育においては数多くのCALI教材がデータベース化され,それが全ロースクールの共有財産になっていることは,先に述べたとおりである。わが国の法学教育では,CALI教材は殆ど利用されていないのではないだろうか。ただ,私が知り得た唯一のものは,関西大学法学部,栗田隆氏が制作した「法学自習ドリルソフト」と「講義形式の民法入門ソフト」の二点の力作だけである。⁽¹²⁾

アメリカにおいてCALI教材の利用が,法学教育上多大の効果をあげていることと,教材開発用ソフトの操作性が飛躍的に向上している現状を考えると,「CAI教材の利用は,せいぜい高等学校の段階までで良い」といった観念から,そろそろ脱却すべき時機ではなからうか。

5) コンピュータ以外の情報機器の活用

先に述べた1986年秋の「第21回国立大学法学部教育課程シンポジウム」における「学術情報と法学教育」のテーマの中に,コンピュータのほかに視聴覚教材も取り上げられたことから,わが国の法学教育において,コンピュータの活用に先立って早くから,スライド・OHP・ビデオなどの情報機器が活用されていたことが分かる。

慶応義塾大学法学部では講義の中で,OHPやスライドをふんだんに使用して授業を展開していること,新潟大学法学部においてもビデオ・OHPを講義の中で使用していることがそれぞれ報告されている。さらに,⁽¹³⁾ビデオ利用の例として紹介されている一橋大学法学部の大学祭における企画は,刑事ドラマでさえその利用如何によっては,刑事訴訟法の学習などにとって効果的であることを示唆している。⁽¹⁴⁾

これらの情報機器はそれぞれ単体で利用されるのが通常であったが,技術の進歩は,これらの機能をコンピュータシステムの中に取り込みつつある。京都大学法学部ではすでに10年以上も前から,情報処理教育センター講義室における対話型学習援助装置CAVIS(Computer Assisted Audio and Video Instruction System)を講義で使用している。⁽¹⁵⁾この装置は,教官用の端末装置一台と学生用の端末装置40台を接続したもので,各端末装置は,パソコン又はホスト計算機のTSSターミナルとして使用できるほか,小型テレビカメラで撮影した図表や写真等の補助映像を学生の端末装置に表示することもできる。このOHPないしスライドの機能とコンピュータシステムとが結合した装置が,早くから活用されていたことに注目する必要がある。また最近の情報によれば,東北大学法学部の1番教室には,DVDプレーヤ,ビデオ機器,パソコン端末から構成されるシステムが存在する。政治学の講義では,この教室の大型プ

ロジクターシステムを用いてPowerPointファイルを映写し、さらにそのPowerPointスライドファイルをWebページ化して、講義期間中、インターネットを介して受講生にアクセスさせ、予復習の便宜をはかっている。さらにビデオカメラを使えば、講義の様相をそのままインターネット上でリアルタイムで公開することが可能であって、学会のシンポジウム等にも活用されている。演習室の42型プラズマ大画面モニターも、ビデオのような視聴覚機器のみならず、インターネットにも接続しており、リーガルリサーチ科目での活用が大いに期待されている。⁽¹⁶⁾

6) 各大学が活用しうる法情報

(i) 法令情報

(a) 現行法規総覧CD-ROM版（第一法規出版）

衆議院・参議院法制局監修による差替形態の「現行法規総覧」のCD-ROM版であり、多角的な検索手段の活用によって全法令の全文を検索把握することができる。更新は年4回である。

(b) 現行法令CD-ROM（ぎょうせい）

法務大臣官房司法法制調査部編集による差替形態の「現行日本法規」をデータソースとしたCD-ROM版であり、法令名検索・全文検索・年月日検索などの多角的な検索手段の活用によって全法令の全文を検索把握することができる。更新は年2回である。

(c) 模範六法CD-ROM版（三省堂）

『模範六法』に収録の425件（平成11年版）の法令・条文の全データを1枚のCD-ROMに収録したもので、法令名・キーワード検索などができる。

(d) 有斐閣判例六法電子ブックTM（有斐閣）

『有斐閣判例六法』に収録の法令に『小六法』の法令情報を加え、369件（平成12年版）の法令・条文の全データを1枚のCD-ROMに収録したもので、五十音順法令検索・部門

別法令検索・事項索引検索・キーワード検索と多角的な検索ができる。また、インターネット（<http://www.So-net.ne.jp/myroom/mm/>）上でも閲覧ができる。

(ii) 判例情報

京都大学法学部ではすでに10年以上前に、最高裁判所の民事判例約6000件を中心とするデータベースを構築し、これを授業や研究に活用していることが報告されているが、おそらく他の大学においても、同様の試みがなされているものと思われる。

しかし、インターネット上に公開されており、したがって各大学や法律実務者が共用しうるデータベースは、最高裁判所のホームページにあるものと、特許庁提供のものを除けば、私の知る限りでは皆無である。

官公庁では、1980年に総務庁（当時の行政管理庁）が行政官庁の共同利用サービスの一貫として、法令判例検索システムを開発した。また、通産省、建設省、農水省等でも独自に、各省に関連する法令判例データを整備し、それらに関しても同様の検索サービスを確立している。だが、これらの官公庁におけるサービスは、省庁外には開放されておらずインターネットによるアクセスは不可能である。

一般利用者向けのデータベースとして、現在市販されている電子化された判例データには、次のようなものがある。

(a) LEX/DB (TKC)

明治8年の大審院判例から現在までの判例全文と関連情報約25万件を収録しているが、新判例公表に合わせて入力・更新がなされる。

インターネットによる提供で、Webブラウザでのアクセスが容易にできる。法編検索・法条検索・判決年月日検索・裁判所名検索・事件番号検索・文献番号検索・フリーキーワード検索などによる判例検索が可能である。

(b) 判例体系（第一法規出版）

CD-ROM（Windows版）9枚に、現/旧憲法下の判例約12万5千件を収録しているが、

うち約9万5千件については本文（全文：主文と事実と理由）も収録する。検索方法は文中から切り出した語句に基づくインデクスを対象としたキーワード検索で、年2回の更新があり、法編毎の分割購入も可能である。

(c) 判例MASTER（新日本法規出版）

CD-ROM（Mac版／Windows版）1枚に、現憲法下の判例9万2千余件を収録し、うち代表的な約8千件については本文（主文と理由のみ）も収録する。6万語の辞書に基づくインデクスを対象としたキーワード検索で、年2回更新する。NIFTY-serveのホームページ「判例の達人」で最新情報が随時提供される。

(d) リーガルベース（日本法律情報センター）

CD-ROM（Windows版／Mac版）1枚に、現憲法下の判例約9万2千余件を収録し、全件について本文（必要とされる重要部分のみ）も収録する。完全一致全文検索で、ハードディスク等へのダウンロードも可能であって、年2回の更新がある。

(e) 判例秘書DVD-ROM版（EOC）

判示事項・判例要旨・主文・理由の全文を収録するが、その解説・論文および関係判例などの約24万件の関連情報を検索することができる。更新は年2回である。

(f) 行政判例CD-ROM（ぎょうせい）

CD-ROM（Windows版）1枚に、地方自治に関係する判例に限定して、現／旧憲法下の約1万件を収録し、全件について本文（判決理由の一部のみ）も収録する。類義語展開が可能な完全一致全文検索で、年2回更新する。

以上に示した各社の判例データは、公刊された印刷文書に基づいて手作業で入力したものである。ところで、実際の民事・行政事件の裁判例数は、平成6年分で年間240万件であり、平成2年の178万件から4年間で35%の伸びを示している。しかるに、現在、判例集等により公刊されている判例は、高裁・最

高裁判例を中心に年間2千件程度に過ぎない。したがって、判例データベースが収録する件数もこの数の制約を受けることになる。

一方、アメリカでは、LEXIS, JURIS, WESTLAW等の判例データベースシステムが、1970年代から整備され、ジャンル別のライブラリ化やオンライン検索が実現されている。LEXISは、1790年以降の約600万件のデータが収録され、現在でも週に1万件のペースで増加している。

わが国において、判例データの電子化が遅れているのは、①裁判例の公開・電子化が進んでいないこと、②先例拘束主義ではなく、成文法主義であるため、判例公開の要求が比較的低いことに因るものである。しかし、①最近の社会における情報公開要請の高まりと、②成文法主義においても、抽象的法規範の具体化や法文に規定のなかった一般法理の定立など、判例の果たす役割を考えると、判例データベースを完備するとともに、その円滑な検索利用を可能にすることが、法律実務、法学研究、法学教育、そのいずれのためにも必要と思われる。

(iii) 判例・文献情報

(a) 法律判例文献情報CD-ROM版（第一法規出版）

国立国会図書館専門資料部監修・法律判例文献情報研究会編集による1981年1月以降に刊行された法律関係の著書、論文の標題・著者名・発行所（掲載誌）（巻号頁）・発刊年月を採録している文献編と、判示事項・裁判年月日・裁判所名・事件番号・出典を採録している判例編からなる月刊の冊子版をCD-ROM化したもので、多角的な検索手段の活用によって判例文献情報を把握することができる。更新は年1回である。

(b) 雑誌記事索引WEBサービス

国立国会図書館編集の『雑誌記事索引』を雑誌体からWEBサービス形態に切り替えたもので、1975年以降の雑誌掲載の法律関係文

献情報を検索把握することができる。更新頻度が高い。

(c) 法学教室全記事索引CD-ROM (有斐閣)

『月刊法学教室』創刊号から234号までの内容総索引をCD-ROM化したものであるが、その全記事を号頁検索・執筆者名検索・標題検索・判例検索などにより検索することができる。

(d) 模範六法CD-ROM版 (三省堂)

(i) 法令情報の(c)において掲出したものであるが、『模範六法』に収録の判例要旨の全データを検索できる。

(e) 有斐閣判例六法電子ブックTM (有斐閣)

(i) 法令情報の(d)において掲出したものであるが、『有斐閣判例六法』に収録掲載の延べ約10,100件(平成12年版)の判例要旨を1枚のCD-ROMに収録したもので、事項索引検索・判例見出し一覧索引・判例年月日特定索引・事件名索引・キーワード検索などにより多角的な検索ができる。また、インターネット (<http://www.so-net.ne.jp/myroom/mm/>) 上でも閲覧ができる。

(iv) 文献

現在までのところ、法律辞典、体系的講義教科書、判例掲載を中心とした雑誌の復刻などをCD-ROM版としたものとして以下のものを挙げることができるが、今後活字印刷文献とともに、またこれに代えて、この種の文献全文の収録のCD-ROM版が普及するものと思われる。

(a) 現代法律百科大辞典CD-ROM版(ぎょうせい)

『現代法律百科大辞典』全8巻に付属するものであるが、項目・執筆者・法令などから項目全文が検索できる。

(b) 法律学小辞典CD-ROM版(有斐閣)

『法律学小辞典(第3版)』の本文全文を収録するもので、検索可能項目数は、約

12,000である。項目見出し五十音順検索・参照検索・見出し語検索などから項目全文が検索できる。

(c) 北川善太郎『民法講要』CD-ROM版(有斐閣)

全6巻からなる北川善太郎著『民法講要』のCD-ROM版であるが、本文を中心に、参照関係法令・判例を相互に検索できる。

(d) 判例タイムズDVD電子復刻版(判例タイムズ)

判例タイムズ創刊号から1,000号までの全頁(25万頁、10万件の情報)をDVD-ROMに復刻収録したものであるが、論文・記事については、号頁検索・執筆者名検索・標題検索により、判例および解説については、号頁検索・裁判所検索・事件番号検索・裁判年月日検索・関係法令条項検索・任意語検索などにより本文を閲覧できる。

7) 法情報学の主な著書および研究論文

私が知り得た法情報学(エキスパートシステムに関するものも含む)に関連する著書および論文等を年代順に整理してみると、法学教育における情報教育の基盤となる法情報学の発展の歴史と符合する。

1960年代には、論文2点⁽¹⁸⁾、1970年代には、論文7点⁽¹⁹⁾、1980年代には、著書4点、論文6点⁽²⁰⁾、計10点(すべて1980年代後半のもの)であったのが、1990年代前半には、著書7点、論文15点⁽²¹⁾、計22点、1990年代後半には、著書9点⁽²²⁾、論文12点、計21点と増加している。

このことから、わが国においては法情報学の研究が、1980年代後半から本格的に始まり、1990年代に入って、着々とその成果をあげつつあることが分かるのである。

IV. これからの法学教育における情報活用能力育成と授業展開の方法

以上の考察の上にならって、本学経済学部新設学科の開設計予定も念頭におきつつ、これからの法学教育のありかたについて、1) 情報

活用能力育成の方法、2) 情報機器を活用した法学基礎科目の分かりやすい授業展開、3) 研究者養成を視野に入れたカリキュラム構成の必要性、のそれぞれについて、私見を述べることとする。

1) 情報活用能力育成の方法

(a) コンピュータリテラシー教育に関する科目(本学情報処理Ⅰ・Ⅱなど、主に入学年次で履修する科目)の展開方法
Wordなどのワープロソフトを学習した後で、契約書などの簡単な法律文書の作成演習をおこない、法律文書の基本に習熟させる。さらに、Excelなどの表計算ソフトを学習した後で、犯罪統計などに関するデータ処理・分析(表やグラフの作成)、Wordの文書に表やグラフを貼り付けた分析結果の報告書作成、データベース機能を利用しての簡単な判例データベースの作成・並べ替え・検索(高等学校で“政治・経済”を学習すれば予備知識が備わる憲法の判例が適当)などの演習をおこなう。

高等学校では、2003年度から“情報A”、“情報B”、“情報C”のいずれかが選択必修となるので、2006年度からは、この教育を受けた学生が入学してくることになる。だが当分の間は、高等学校における“情報”担当者の確保の問題も絡んで入学者の習熟度レベルが均一でなく、前期の一定期間、コンピュータリテラシー教育が必要となる可能性もある。

しかしやがては、ワープロソフトや表計算ソフトの学習といったコンピュータリテラシー教育の必要が殆どなくなる時期が到来するものと思われる。その場合は、前述の学習内容をより高度化したものに、Accessなどによるデータベースの本格的学習、プログラミングによる論理的思考能力の育成、ホームページの作成演習などを加えた、新たな授業展開を考える必要があろう。あるいは、この科目を発展的に解消し、必要な学習項目を“法情報学”の中に取り込む必要が生じよう。

(b) 法情報学の展開方法

最新の法情報学に関する文献としては、先にあげた1999年11月に有斐閣から出版された、加賀山茂・松浦好治編著「法情報学」がある。この本の特色は、法律実務家がおこなう各段階の作業を系統的に整理し、そのそれぞれにコンピュータやインターネットをいかに活用すべきかを論ずると共に、添付されたCD-ROMによってその活用方法を体験させる点にある⁽²⁹⁾。この本は、大阪大学の開設科目「法情報学1」、「法情報学2」、「応用法情報システム」などにおける長年に亘る教育実績の結晶であって、同大学の法学教育における情報教育の水準の高さを示している。またその内容は、これからの法情報学展開のモデルになるものと思われる。しかし、このような授業展開は、法学科目担当者と情報科目担当者との密接な連携作業の長期に亘る積重ねがなければ不可能なことである。

新しく法情報学の科目を開設するなどこのような蓄積がない場合には、大阪大学の水準到達を目標としながらも、先ず、次の方法を取り入れた授業展開からスタートするのが妥当であろう。

① 判例検索演習

始めに「法律判例文献情報」の検索演習をネットワークを利用しておこなう。このためには、(第一法規出版)のCD-ROMなどのネットワーク対応のものを用意することが必要である。次にインターネットで、最高裁判所のホームページなどにアクセスし、全文掲載の判例を検索する。

② プレゼンテーション演習

判例のエッセンスの要約部分をパワーポイントによってスライド化し、プロジェクターを用いて発表させる。

③ 論文作成指導

上記①及び②の演習のあとで、論文作成の技術を習得させる。できれば、イメージスキャナーのOCR機能を活用させて、効

率化をはかるのも良い。

(c) ゼミナールの展開

法律相談(無料)のホームページを作成させ、指導教員のチェックを受けた上で、相談者に対する回答をメールで発信させる。このような外部に開かれたものがいろいろな問題を伴うのであれば、学内用のものにとどめ、学生どうしが交互に相談者・回答者の役割を演ずる。

2) 情報機器を活用した法学基礎科目の分りやすい授業展開

先に述べたように、法律の条文は、われわれの実生活と密着した規定であるにかかわらず、その性質上どうしても抽象的表現をとらざるをえない。このことが、ともすれば初学者に、法学に対する興味を失わせ、法律アレルギーを与えてしまいがちである。しかも、“依らしむべし、知らしむべからず”の思想で戦前に制定された法律には、ことさら難解極まりない表現をとっている条文が多い。戦後から今日まで口語化が進みつつあるとはいえ、この難解度が完全に解消されたとはいえない。

そこで、法学科目の導入にあたっては、①法の規定がわれわれの実生活と密着したものであることを良く理解させ、そこから興味を引き出すこと、②図解やチャート⁽²⁴⁾をふんだんに用いて体系や制度の構造的理解を助けること、③学生の自己学習と理解度の自己点検を支援すること、の三点が肝要である。①の目的には、テレビ番組などを録画したビデオテープの活用が有効である。②の目的には、スライド、OHPの利用が考えられるが、この外に、パワーポイントによってスライド化したものを、プロジェクターを用いて投影するのが効果的である。③の目的には、CALIソフトの活用が有効である。①及び②に関する機器の利用は、授業担当者の意志次第で解決される問題であるが、③のCALIソフトは、前述のように、わが国では殆ど皆無に近い。今

後の開発が望まれるところである。⁽²⁵⁾

このような情報機器を活用した授業展開は、口述と板書・プリントのみの展開と同じ授業進度の確保を困難にするかもしれない。したがってこうした授業展開を成功させるためには、担当する実定法の全分野を講義で網羅しなければならないという固定観念から、「将来解決を迫られた法律問題を自力で解き明かしていくことができる能力」の育成へと発想の転換をおこない、講義内容を精選することが必要であろう。

3) 研究者養成を視野に入れたカリキュラム構成の必要性

前述のように、コンピュータの発達・インターネットの普及は、現行法が予想もしなかったさまざまな法律問題を惹起した。そして、この問題の解決を図るべく、わが国でも、「コンピュータ法学」ないしは「情報法学」に関する研究が徐々にその成果をあげつつある。しかし、いわゆるIT革命が進めば進む程、解決を迫られるさらなる新しい法律問題が次々と発生し、この分野に対し、より多くの研究者確保の必要性が高まることが予想される。また、「エキスパートシステムの開発」も、その端緒についたばかりである現状を考えると、より多くの研究者が、この途にも進むべきことが期待される。したがって、これからの法学教育においては、このような研究者養成のための素地を与えるカリキュラム構成が必要となる。

さいわい、本学経済学部には経営情報学科の長年に亘る成果の蓄積があるので、間もなく開設される大学院経済学研究科においては、上記分野の研究者養成も可能となるよう、経営情報学科の然るべき科目を必修にするなど新設学科のカリキュラム構成に配慮し、法学とコンピューター・アーキテクチャーの両者に精通する学部学生の育成を図るべきである。

V. おわりに

かつてIBM対富士通の間で発生した知的財産権問題をめぐる紛争は、その解決が裁判所に持ち込まれず、専門的な仲裁機関によって処理・解決された⁽²⁶⁾。このような解決策が選択されたのは、これがスペシャリストしか見極めのつかない問題であったため、専門家のいない裁判所では判決までにいたずらに時間を浪費するばかりか、長期にわたる裁判の末、ようやく判決にまでこぎ着けたとしても、技術革新のテンポが特に速いこの業界では、判決の時点では、紛争解決の実益が殆ど失われている可能性が高いことによるものと思われる。IT革命の進展と共に発生する新たな法律問題について、このような解決策をとるケースが増えれば増える程、そのことが、司法制度の地盤沈下に繋がりがかねない。こうした深刻な事態を避けるためには、法曹界に、法律学のみならず、コンピューター・アーキテクチャーや情報通信システムなどに精通し、「情報法学」の進展に対応できる人材をできるだけ多く確保することが必要であろう。司法制度改革審議会の答申決定が報じられている「ロースクール（法科大学院）構想」のねらいの一つは、ここにも在るものと思われる。そして、これらの人材がその能力を維持していくためにも、情報活用能力は不可欠なものとなる。また、先端情報企業における渉外ないし法務担当者が、紛争を未然に予防したり、発生した紛争を、その解決を法廷に持ち込む前に、当事者間の交渉によって解決しようとする場合にも、同様の力量が求められよう。

前述のように、今後、インターネットでアクセスできる法学文献や判例のデータベースが完備されるべきことが期待される。もしも、この期待が実現されるばかりか、実定法の法文の殆どが電子化され、これにも同様のアクセスが可能となるような時代を迎えたとすれば、官庁関係などを含め、法律実務一般にた

ずさわる者にとって、情報活用能力の裏づけを持たない法学知識は、次第に画餅に等しいものとなっていくに違いない。法学教育における情報活用能力育成の必要性が、強調されるべきゆえんである。

ただ、この情報活用能力は、もともと法的思考能力や法的判断力に奉仕すべき性質のものである。したがって、法学教育において、これら二つの能力の育成が強化されることがあっても、疎かにされてはならないことは、言うまでもない。

[注]

- (1) 武士俣教「法学教育とコンピュータ(1)」(福岡大学法学論叢第35巻第4号451頁)。
- (2) 武士俣教「法学教育とコンピュータ(1)」(福岡大学法学論叢第35巻第4号461～462頁)。
- (3) 武士俣教「法学教育とコンピュータ(1)」(福岡大学法学論叢第35巻第4号461～462頁)。
- (4) 1.～20. 大阪大学 門昇氏ホームページ 法情報学関係講義一覧 (<http://www.law.osaka.ac.jp/~kado/itiran.htm>)。
21. 芹澤英明「コンピュータ法最前線～トランスナショナル情報法への招待」(法学教室235号 2000)。
22. 戸松秀典「コンピュータ法最前線～情報の質・量の激変～コンピュータを使用した2つの演習」(法学教室236号 2000)。
23. 注(11)のホームページ。
- 24.～25. 師啓二 「法学部における情報教育Ⅲ」(白鷺法学第15号217～244頁 2000)。
- (5) 門昇氏のホームページ{注(4)}の冒頭参照。
- (6) 田中規久雄「法学教育としての情報教育～法律家に求められるコンピュータリテラシー～」(教育システム情報学会誌15巻4号 349～354頁 1999)。
- (7) <http://www.cc.matsuyama.ac.jp>

- /~oda/student/Comp&LglStd.html
- (8) <http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lecture/lfukunag.htm>
- (9) http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/prof/syllabus/syllabus-s3-1997-1.htm
- (10) <http://www.kyokyo-.ac.jp/KYOUUMU/HEISEI10/SHAKAI1/gensyatok1.html>
- (11) <http://cals2.sozo2.ac.jp/cals/education/meijo/Syllabus/CyberInformatics99F.html>
- (12) 栗田隆「法学自習ドリルソフトの制作、講義形式の民法入門ソフトの制作」(『法学教育におけるコンピュータの利用』関西大学法学研究所研究叢書第11冊91~122頁, 123~168頁)。
- (13) 池田真朗「法学情報処理の現状と課題」(法学教室91号34頁 1988)
桑原昌広「情報とネットワーク社会の法学教育」(法学教室91号40頁 1988)。
- (14) 米山耕二「刑事ドラマと適正手続—ビデオを用いた大学祭の企画—」(法学教室91号44頁 1988)。
- (15) 辻正美「京都大学法学部における情報システムの授業利用」(法学教室91号41頁 1988)。
- (16) 芹澤英明「コンピュータ法最前線・トランスナショナル情報法への招待」(法学教室235号146~147頁 2000)。
- (17) 注(15)参照。
- (18)
- 早川武夫 「アメリカにおける法学と電子計算機」(ジュリスト328号31~39頁 1965)。
- 太田知行 「条文・判例検索の諸技術」(法律時報41巻4号72~80頁 1969)。
- (19)
- 戸村和夫 「判例検索システム—その動向と問題点—」(自由と正義26巻12号10~16頁 1975)。
- 法律情報研究会(北川・永田・山口)「コンピュータ・マイクロフィルムによる法律情報検索システム」(ジュリスト612号127~143頁 1976)。
- 早川武夫 「法とコンピュータ学会の現状と課題」(ジュリスト655号287~288頁 1978)。
- 鷹野邦人 「法律情報と情報検索システム」(一橋論叢80巻2号125~126頁 1978)。
- 特集 「法情報学への歩み」(ジュリスト658号16頁以下 1978)。
- 戸村和夫 「法律情報検索システムの新展開—LEXISとWESTLAW」(びぶろす30巻2号25~42頁 1979)。
- 早川武夫 「コンピュータの発達と法学の将来」(ジュリスト681号181~186頁 1979)。
- (20)
- 高石義一編著『法律情報検索の現状と課題』(にじゅういち出版 1985)。
- 吉野一編 『法律エキスパートシステムの基礎 法理論1』(ぎょうせい 1986)。
- 堀部政男=永田真三郎編『情報ネットワーク時代の法学入門』(三省堂 1989)。
- 加賀山茂 『法律家のためのコンピュータ利用法』(有斐閣 1990)。
- 永田真三郎 「記念講演 法情報システムの現在と未来」(びぶろす37巻2号19頁以下 1986)。
- 生野一路 「法とコンピュータ(ソ連邦における)(その1)」(熊本女子大学学術紀要第38巻1号17頁以下 1986)。
- 生野一路 「法とコンピュータ(ソ連邦における)(その2)」(熊本女子大学学術紀要第39巻1号38頁以下 1987)。
- 門昇 「法情報学—情報化社会における法学教育の新しい試み—」(法図連

- 通信20号4～5頁1988)。
- 梅本吉彦 「法情報検索の現段階」(ジュリスト増刊『ネットワーク社会と法』130～135頁1988)。
- 特集 「ニューメディア時代の法律学の学習と教育」(法学教室91号34～44頁1988)。
- (21)
- 石村善助・良永和隆・日高義博・井上大『法情報学要論』(専修大学出版局1991)。
- 田島裕 『法律情報のオンライン検索』(丸善1992)。
- 浜田純一 『情報法』(有斐閣1993)。
- 法学教育研究班『法学教育とコンピュータ』(関西大学法学研究所研究叢書第9冊1993)。
- 夏井高人 『裁判実務とコンピュータ』(日本評論社1993)。
- 戸田真一ほか『インターネットで情報検索』(日外アソシエーツ1994)。
- 法学教育研究班『法学教育におけるコンピュータの利用』(関西大学法学研究所研究叢書第11冊1995)。
- 加賀山茂 「法律実務におけるOA化の現状と将来の展望」(法律のひろば10月号4頁以下1991)。
- 井上智治 「弁護士事務所におけるOA化の現状と将来の展望」(法律のひろば10月号17頁以下1991)。
- 良永和隆 「法情報検索の意義と方法」(専修大学出版局『法情報学要論』33～61頁1991)。
- 武士俣敦 「法学教育とコンピュータ(1)」(福岡大学法学論叢第35巻第4号449頁以下1991)。
- 武士俣敦 「法学教育とコンピュータ(2・完)」(福岡大学法学論叢第37巻第1号33頁以下1992)。
- 松浦好治・門昇「法情報の理論序説(1)」(阪大法学41巻4号41頁以下1992)。
- 松浦好治・門昇「法情報の理論序説(2)」(阪大法学42巻1号271頁以下1992)。
- 伊藤博文 「パーソナル・コンピュータによる法律条文分析Ver.1.10c(資料)」(豊橋短期大学研究紀要第9号139頁以下1992)。
- 伊藤博文 「コンピュータ法学(CaLS)の可能性(資料)」(豊橋短期大学研究紀要第10号194頁以下1993)。
- 松岡久和 「法学教育とCAI」(龍谷法学第26巻3・4号390頁以下1994)。
- 伊藤博文 「電子文字化と法律研究(資料)」(豊橋短期大学研究紀要11号121頁以下1994)。
- 大嶽能久・新田克己・前田茂・小野昌之ほか「法的推論システムHELIC-II」(情報処理学会論文誌35巻986～996頁1994)。
- 栗田隆 「マルチメディアと法学教育」(書斎の窓1995年10月号15頁以下1995)。
- 野村浩郷 「法律文制限言語モデルに基づく法律文の計算機処理」,吉野一編『法律エキスパートシステムの開発研究』所収(文部省科学研究費研究成果報告229～252頁1995)。
- 伊藤博文 「ネットワーク環境下における法律研究(資料)」(豊橋短期大学研究紀要第12号245頁以下1995)。
- (22)
- 指宿信・米丸恒治『法律学のためのインターネット』(日本評論社1996)。
- 伊藤博文 『法律学のためのコンピュータ』(日本評論社1997)。
- 指宿信編著 『インターネットで外国法』(日本評論社1998)。
- 加賀山茂・松浦好治編著『法情報学』(有斐閣1999)。
- 藤田康幸編 『法律業務のためのパソコン徹底活用Book』(株式会社トール1999)。

- 藤田康幸・小川義龍『法律事務所のためのパソコン導入大作戦』(株式会社ツール 1999)。
- 関根稔 『弁護士のためのパソコン徹底活用Book』(株式会社ツール 1999)。
- 高野真人・松田清・久保貢『法律実務化のためのパソコンによる文書作成技術』(ぎょうせい 1999)。
- サイバーロー研究会編『サイバースペース法・新たな法的空間の出現とその衝撃』(日本評論社 2000)。
- 伊藤博文 「法学教育にコンピュータをーCaLSからの提案」(豊橋短期大学研究紀要第13号19頁以下 1996)。
- 伊藤博文 「イントラネットを利用した法学教材提示システムの構築」(豊橋創造大学短期大学部研究紀要第14号17頁以下 1997)。
- 佐野真一郎・伊藤博文・山本孝一「インターネットの大衆化ーインターネットの過去、現在そして未来ー」(豊橋創造大学短期大学部研究紀要第14号37頁以下 1997)。
- 和田悟 「法律知識ベースの構築」(明治大学情報科学センター年報 9 号37頁以下 1997)。
- 特集 「インターネットと法」(法律時報 69巻 7号 6 頁以下 1997)。
- 伊藤博文 「法とテクノロジー」(豊橋創造大学短期大学部研究紀要第15号 1 頁以下 1998)。
- 伊藤博文 「インターネット上での情報検索と法律研究」(豊橋創造大学短期大学部研究紀要第16号15頁以下 1999)。
- 夏井高人 「法情報学小史：図書の時」(明治大学図書館紀要第 3 号183～190頁 1999)。
- 伊藤光郎 「法情報学に関する文献案内：図書の時」(明治大学図書館紀要第 3 号191～202頁 1999)。

- 師啓二 「法学部における情報教育Ⅰ」(白鷗法学第13号144頁以下 1999)。
- 師啓二 「法学部における情報教育Ⅱ」(白鷗法学第14号166頁以下 2000)。
- 師啓二 「法学部における情報教育Ⅲ」(白鷗法学第15号217頁以下 2000)。

(23) 瀬川信久「法教Bookshelf」(法学教室 236号 8 頁 2000)。

(24) 川端博「法的思考のチャート化の試み」(法学教室91号38～39頁 1988)。

なお、この中で、刑法典上のすべての犯罪類型の相互関係をフローチャートの形式で図示した教材として、同著『刑法講義サブノートⅡ(各論)』(成文堂 昭和59年)が紹介されている。また、図解やチャートによる説明が効果的と思われるものは、民法だけでも、物権と債権・無効と取消・代理と代表の相異、未成年者制度、成年後見制度、公示の原則と公信の原則、契約責任と不法行為責任の相異など数多くある。

(25) 先に紹介した、CALIに関するアメリカのシステムのようなものが、わが国でも確立されることが望ましいが、さしあたっては、各大学で開発したソフトを、相互に融通しあえるシステムが必要なのではあるまいか。

(26) アメリカ商事仲裁協会。紛争内容の詳細は、山本卓眞(富士通名誉会長)『志を高く：私の履歴書』(日本経済新聞社 1999)。